

琉球大学学術リポジトリ

日米関係（沖縄返還）6

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43782

41
24

41
24
中島参事官ブライズ書記官会誌

秘
無期限

沖繩船舶復興

北米局長
参事官
北米課長

総務課長
法規課長 旅券課長

沖繩問題に關する対米申入

41. 2. 2
(北米 参事)

2月1日午後 中島北米局参事官は 在京米大使館
フランス書記官と会談を求め (1) 沖繩

に關する日本旅券交付問題 (2) 沖繩船舶復興問題
及び (3) 移民政策の調整問題につき 日本側

の考えを提示するが、米側の反府を承知した
ことと要旨下記のとおり述べた。

記

1. 現在に關しては、沖繩住民は日本本土及び
外国に關しては日本旅券の交付を受けられ

GA-5

外務省

が 沖繩に關しては交付と受け付けられ
この状態を是正するに、南米連終事務局長

に旅券申請受理権及び交付権を与之(都
道府県知事のみ、権限) 沖繩に關しては
現地当局に於て区域を許すに於ては本人が希望
日本旅券の交付を受け付けられようらしい。(場合)

但し、日本側は、米国の沖繩出入国管理

権を affect する気は、なく、
よ、日本旅券申請には、USCAR 発給の

(海外旅行の目的)
身分証明書、又は日本渡航証明書と所持して
いることと、~~所持~~ するに關しては、

指
遣は、外国に關しては日本旅券の交付が通
用力が大きくトラブルを避けよう、日本旅

券を所持していれば、日本と査証免除協定の
存する国へ査証なしで入国しようとする

GA-6

外務省

1. 実際上の利益がある。本件は、米側の原則的同意が得られれば、米側と

連絡して、詳細を検討し、双方に acceptable を形式に、本件措置をとる

こととする。

2. 現在沖縄籍船舶は、D 旗の末端を3角に切りとる、D 旗を掲げることが、この

旗が、必ずしも諸外国に周知されないので、トラブルが起る事例がある。

この実際上の要請及び船員の感情に対する考慮から、現状も改善し、^{対外通用力のある旗を掲げさせ}と考

える。しかし、日章旗を掲げさせることには、~~米国の承認が得られない~~、^{多くの問題がある}、_(困難があると思われる)

又合衆国旗を掲げさせることもできないので、

日章旗の上にもう一つ別の旗(例えば現在、沖縄船舶復元もよし)を掲げる

^{一ツのエンブレム}を、^{このエンブレム}より下の沖縄船舶復元の制定するものと提案した。これにより、沖縄船舶

の国籍監督管理権を、^手に、現状と変わらないままに、実際上の便宜が心理

的満足と因らざることを考へる。

3. 沖縄住民の移住は、本土の移住計画と無関係に、~~沖縄移住事業団~~ ^{琉球} ~~の計画~~ ^{の計画}による

移住するが、^巧あるいは、本土(神戸)に、~~本土籍~~ ^{本土籍}を、^巧本土の移住計画による

移住するかの2つの個別の手法による。

これは、日米間の調整を因らざることを

よる、~~移住計画~~ ^{移住計画}による、^巧左記を

ものとしたい。調整を図るにともなう例え
は日本政府からの財政援助と沖縄移民
との関係が可能な形で行う。又沖縄住
民が日本政府の移民計画への理解を促す
本土へ来たことにより現状を知らぬ
こともできるであろう。
次にボリビア、沖縄移民のついでに日本西
政府の協力と援助を乞う。日本政府
は例えは教育や保健の問題で援助
を乞うことができると思う。ボリビアへの
日本人移民は1670人で、沖縄住民移民の
3211人、約半分の反響が、海外移住事
業団から現地へ派遣された。休官は
56人で、沖縄移住事業団の10人にく

にへはるから多い。
これ以外に、フランス書記官は、本国政府と連絡
の上、その回答を行なうこととし、旨を
述べた。中島参事官より、昨秋ワシントンで
あり、Givens 國務省日本課員と1. B. C.
Z. の問題について話をした時、Givens は、旅
券問題、船舶復問題について軍人にはまわさ
ない。Givens がこれに反対する点、
sensitive だが、~~中島~~の段階では軍人に知らせ
せぬようにして、それが長らく述べたことと付言
からうとの感服も、日本側からの援助の
しな。
最後に、中島参事官より、これは提案を
し申入ることになり、前置きし、今年後
も、昨年と同様の要領で、小笠原参事官
の計画があること、具体的な計画を進

ぬる前に米側との原則的了解を得た旨
を述べ、フランス書記官は検討する旨を答へ

た。その先きの意向に答へ、中島参事官
より、時期は昨年同様5月末、人数も

大体同様と、父島・母島と硫黄島との
基参田を派遣する方針があるが、海上保

安の宗谷に使用しうる見込がある。硫黄
島行の日航機の手当がどうなるかわからぬ

との、人数等も変更する可能性がある旨を
述べた。

秘 北米課長 起案者 後藤 EXT. 444
昭和 41 年 2 月 4 日

文書課長 送付公信 控

米北 第 142 号 昭和 41 年 2 月 4 日
在 米武内 (公) 使 殿 外 務 大 臣
引用公・電信番号 同封、別便 (行の、空郵、空貨、船郵、船貨)

送付資料、物及び備考
神繩問題に関する米申入
(昭41.2.1 中島考報. フランス書記官会議録)
付属物添付

秘
船期限

北米局
参事
北米課長
吉田

法規課

沖繩船舶復旧問題

41 = 4
(北米 岸線)

二月十日午前、在京米大使館フランス書記官に
中島北米局参事官と米駐日大使館の

閣下は二月一日のわが方申入(別添参照)に關
し、米駐日大使館に本件を検討した結果、若干の
大使館の部

質問を行なわれたい。要旨次の通り、中島参
事官と会談した。

フランス書記官：現在D旗を掲げる沖繩船舶は
外國に在るに於て日本政府の機関に船舶

GA-5

外務省

171

側からアプローチがなれば保護と与えることが
一義的では米側に保護権があること了解

いえること。今日、日本側提案に
先と変更せんとするところ。

中島参事官：否。船舶の保護につき現状
と大きく変化はない。日本側は船舶の

うのアプローチがなれば保護と与えるが、勿論
米側と連絡して行なうこと、現在
= 安

と大きく変りはない。

フ：日本は今回の提案によつて保護権の
増加を望むとすべきではない。又

船舶の安全、装備の基準等と關する日本
の法令と沖繩船舶に適用せんとする

こと、了解していただく。

GA-6

外務省

中島: このとおりである。新しい旗は二つの
コンベンションで一つのみである。沖繩船

船旗とどうあるか。日本、旗と揚げる
ことは出来ない。日本、船

船旗法適用の問題は起らない。案
中に 今回の提案は ^{法的に} 変化をも

も反映するとはならない。

フ: 旗の具体的なデザイン及びサイズについて
は、一案があるか。

中島: 具体的にはまだ検討していない。二つの案
は、半側と ~~連絡して決定する~~
~~案~~ ^{要請したい。}

フ: 民間船舶と公共機関船舶の揚げる旗
は区別をつけるべきか。

中島: 否。国際慣習、とあり、公共機関
の同一の旗を区別 ~~する~~ ^{しない} ことである。
(この場合は区別しない)

フ: 今回の提案の目的は何か。

中島: ^{解決的} 第一に沖繩住民の ~~地理上~~ 要求に
応じたい。第二に外国へ出る

識別 (identification) を容易に
する便宜のためである。

最後にフに不書記官に中島参事官の質問
に答へ、米側は船舶旗問題、他、旅客

問題、移住問題についても検討しているが、
船舶旗については技術上の疑問が生じて

いると見受け、本日質問にうかがう次第で
あると述べた。

秘
無期限

タイプ指示	発信用	執務用	計
主信			2
付	名の子		
属			

発送日 昭和41年2月15日
 発信タイプ 校

文書課長 公信案 (分類)

公信番号 秘北 第 25 号	公信日付 昭和 41 年 2 月 15 日
大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 官一房長	主管 北米局長 参事官 主任 北米課長
	起案 昭和 41 年 2 月 14 日 起案者 後藤 電話番号 444

受信者 在米ルル 猪名川 総領事	発信者 椎名大臣
---------------------	----------

写送付先 (希望発送日) 月 日

件名 北米課長
神罫問題に関する会談録送付

15 152

秘北 25 号

昭和 41 年 2 月 15 日

在米ルル総領事殿

外務大臣

神罫問題に関する会談録送付。
 2月1日、中島北米局参事官は、在米大使館
 フランス一等書記官と、神罫問題に関する会談
 の際、今年度の小笠原基幹計画に関する
 述べているところ、会談記録を参考として別添
 送付する。

付属物添付